

広島市監査委員	中村一彦
同	井戸陽子
同	椋木太一
同	森野貴雅

定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

市 民 局	生涯学習課
人権啓発部	人権啓発課
	地域交流センター（東、西）
	男女共同参画課
区 役 所 （南、安佐南）	
市 民 部	区政調整課
公益財団法人広島市文化財団	

(2) 監査の範囲

令和7年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
また、指定管理者にあつては、公の施設の管理に係る出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和8年5月18日から同年8月4日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、指定管理者にあつては、当該公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。